

標的型メール訓練について（令和２年版）

標的型メール訓練については、他の機器の導入との要件の違いがありますので、異なる部分をここにまとめておきます。

ここに記述の無い事項は、サイバーセキュリティ促進助成金の募集要項とおりです。

1.助成対象となる経費

標的型メール訓練にかかる経費

訓練の結果を踏まえた役員・従業員向けの教育に要する費用を含む
最大アカウント数は役員数と従業員数の合計数と同じです

2.助成の額

上限５０万円 下限１０万円

ただしサイバーセキュリティ促進助成金の交付決定額と併せて１５００万円を超えることはできません。

3.助成対象とならない経費の例

標的型メール訓練のために導入した機器の購入費用…パソコン等
従業員数を超えるアカウント数に係るメール訓練の費用

4.標的型メール訓練の仕様等

(1) 実施業者の要件

- ① プライバシーマークまたはISO27001を取得していること
- ② 対象メールアドレスの受領について、情報漏えい防止のため通信が暗号化されかつ認証が必要なセキュリティの担保された国内に設置されているネットワークストレージ（一般財団法人マルチメディア振興センターが認定するASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定制度又はこれに準ずる安全性を有しているものに限る）上で行えること。

(2) 最低限必要な内容

- ① 開封結果等を集計すること
- ② 種明かしメールを送信すること
- ③ 訓練を受けた社員向けのアンケートを実施すること
- ④ 実施結果の報告書を提出すること（助成金の請求に必要）

5.よくある質問

Q1 他の助成金と同じように一定の期間の事業報告の義務はありますか？

A1. この助成金については標的型メール訓練が終了した際に助成金請求のための報告をいただきますが、翌年度以降の報告等の義務はありません。

Q2. 他の助成金と同じように現地での完了検査はありますか？

A2. 訓練の結果、メール訓練実施業者への支払い等の確認はさせていただきます。

Q3. 都外の事業所の標的型メール訓練に関しても助成の対象となりますか？

A3. 標的型メール訓練そのものに関しては地域の制限はありませんが、終了後の教育に関して、実施業者が都外に講師を派遣する際の費用等は助成の対象になりません。